麻薬卸売業者免許の継続申請について

(1) 対象者

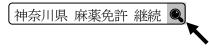
令和7年12月31日で免許の有効期間が満了する麻薬取扱者が対象です。

免許番号が「<u>3</u>」で始まる(例:<u>3</u>135999) 免許証をお持ちの方のみが今回の 申請の対象です。

(2) 申請に必要な書類

ア 申請書 (別記第1号様式)

申請書は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」からダウンロードできます。**なお、申請書様式は一部変更されていますので、新様式をご使用ください。**



イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので、<mark>麻薬に関する業務を行う役員全員分が必要です。</mark>なお、株式会社(特例有限会社を含む)の代表取締役は全員業務を行う役員に該当するため必須です。 ※申請書提出時点で、診断日から起算して1か月以内のものが有効です。

県内の複数店舗の申請を行う場合、1店舗に原本を添付し、それ以外の店舗の申請には写し(上記※に記載の有効期限内のものに限ります。)を添付することもできます。(別法人の場合はそれぞれの申請に原本の添付が必要です。) その場合、写しの余白部分に「申請書に原本を添付した麻薬業務所名」、「提出月日」、「申請窓口」を記載してください。

ウ 医薬品販売業許可証

申請窓口で原本もしくは写しを提示してください。

エ 麻薬貯蔵設備の構造を記載した書面

オ そのほかの添付書類

業務を行う役員の範囲を示す書面として、**業務分掌表**(組織及び業務分掌を明示した図表に、代表者の記名により事実に相違ない旨が証明された書面)または、登記事項証明書のいずれか

※登記事項証明書を添付する際に、**麻薬に係る業務を行う役員が限定される場合は、 業務分掌表も提出してください。**

※業務分掌表には、**証明日の記載が必要です。また、「麻薬業務を行う役員である」** ことも明記してください。

※県内の複数店舗の申請を行う際に登記事項証明書を添付する場合は、上記イの医師の診断書と同様に取り扱うことができます。

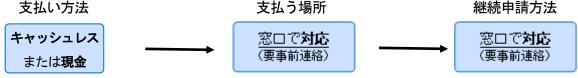
(3) 申請にあたっての注意事項

- ア
 いずれの書類も消せるボールペンによる記入は無効です。
- イ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで 免許証に誤りがあった場合は、記載事項変更届を提出していただきます。
- ウ **継続申請時点で、現免許の内容と相違がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。**この場合は、記載事項変更届の欄外に「**継続申請済み**」と朱書きしてください。**※**行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「**住居表示変更**」と朱書きしてください。
- エ 継続申請後に記載事項変更および役員の変更予定がある場合は、継続申請時に各申請窓口にご相談ください。
- オ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在 地の記載漏れのないようにご注意ください。

(4) 手数料・支払方法および申請方法

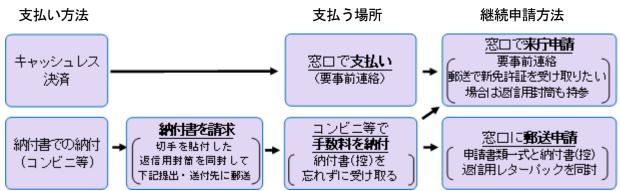
- ●手 数 料 14,600 円
- ●支払方法および申請方法

<麻薬業務所の所在地が申請(届出)窓口①の場合>



※既に購入した県収入証紙(令和7年9月30日販売終了)を利用したい場合は、申請書に貼付してください。

<麻薬業務所の所在地が申請(届出)窓口②の場合>



※支払い方法が変更されていますのでご注意ください。

※既に購入した県収入証紙(令和7年9月30日販売終了)を利用したい場合は、申請書に貼付してください。

窓口に郵送申請する場合は、郵便事故のないよう追跡可能な方法で送付してください。事故があった場合、当課は責任を負いかねます。また、新免許証送付用の返信封筒は、宛先を記入した**レターパックプラス(赤)** (レターパックライト(青)は不可)を同封してください。

(5)申請(届出)窓口

対応時間等については、各窓口にご確認ください

業務所所在地		窓口		電話
	平塚市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所	環境衛生課	0463-32-0130
	秦野市、伊勢原市	平塚保健福祉事務所 秦野センター		0463-82-1428
	鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所		0467-24-3900
	三浦市	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	046-882-6811
	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	小田原保健福祉事務所	環境衛生課	0465-32-8000
	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465-83-5111
	厚木市、海老名市、座間市、 愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所	環境衛生課	046-224-1111
	大和市、綾瀬市	厚木保健福祉事務所 大和センター		046-261-2948
2	上記以外の市町村	県健康医療局生活衛生部	薬務課	045-210-4964

(6) 提出期間

令和7年10月1日(水)~ 令和7年10月31日(金)

(7) 新免許証の交付と現免許証の返納について

〈麻薬業務所の所在地が申請(届出)窓口①の場合〉

令和8年1月5日(月)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換えます。

<麻薬業務所の所在地が申請(届出)窓口②の場合>

令和8年1月5日(月)以降に新免許証を発送します。令和8年1月1日以降、1月15日までに、返納届に現免許証を添付して、下記提出先まで送付してください。控えが必要な場合は、返納届の写しと宛先を記載した返信封筒(切手貼付)を同封してください。

(麻薬業務所の所在地が申請(届出)窓口②の場合の提出・送付先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 献血・薬物対策グループ 麻薬免許担当

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 献血・薬物対策グループ 電話 045-210-4964 (直通)